○国土交通省告示第百六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第5508号	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	ＭＡＲＧ－ＺⅡ型	株式会社倉本産業	東京都豊島区東池袋三丁目7番4号

○国土交通省告示第百七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式	製造者の名称	製造者の住所
第5521号	水噴霧ランス	ＫＳＷ－Ｐ	株式会社カシワデック	東京都港区高輪四丁目5番4号

○国土交通省告示第百八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式	製造者の名称	製造者の住所
第5526号	航海用レーダー	ＭＤＣ－7912Ｐ	株式会社光電製作所	山梨県上野原市上野原5278
第5527号	〃	ＭＤＣ－7925Ｐ	〃	〃
第5528号	自動物標追跡装置	Ｅ63－700Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第百九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年一月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3365号	持運び式電気灯	ＰＯＲ－5	三信船舶電具株式会社	蓄電池の変更

○海上保安庁告示第十一号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月三十一日から施行する。

平成三十年一月十九日　海上保安庁長官　中島　敏

伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条　伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　特定船舶　法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。	二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。
三・四　（略）	三・四　（略）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十条第一項の規定により提供されるものを除く。）	(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第二十九条の二第一項の規定により提供されるものを除く。）
(3)　（略）	(3)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
三　（略）	三　（略）

（大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第二条　大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　特定船舶　法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。	二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。
三・四　（略）	三・四　（略）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）